

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成27年度第5回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会

2 開催日時 平成28年3月24日(木)15時00分から16時20分まで

3 開催場所 健康福祉センターさるびあ館 2階研修室

4 会議に出席した者

(1) 委員

高橋文一委員長 岡山昭彦委員 小野洋美委員 竹田和夫委員 清水五郎委員
西城敦子委員 古内世紀委員 戸部成子委員 黒沼篤司委員 伊藤毅委員

(2) 事務局

青木正男 佐々木さとみ 野田浩司 相原浩子 高橋ひろみ

(3) その他

なし

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題

指定介護予防支援事業の一部業務委託について

美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針について

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定について

その他

会議の公開・非公開の別

公開

6 非公開の理由

7 傍聴人の人数

1人

8 会議資料

別紙のとおり

9 会議の概要

(1) 議題の審議結果又は今後の対応

指定介護予防支援事業の一部業務委託について及び 美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針について承認を得た。また、 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定については、運営規程及び施設重要事項説明書等の見直し並びに独自対応マニュアルの早期作成について指摘があったが、指定の人員基準・設備基準を満たしていることから事業所指定の承認を得た。なお、指摘事項については、今後早急に対応することとした。

(2) 詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の記録）

別紙のとおり

佐々木課長補佐	<p>ただいまから平成27年度第5回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>それでは、委員長、議事進行をお願いいたします。</p>
高橋委員長	<p>みなさんこんにちは。お忙しい最中お集まりいただきありがとうございます。貴重な時間です。さっそく会議を始めさせていただきます。</p> <p>次第に則ります。</p> <p>2としまして、会議録署名人をいかがいたしましょうか。</p> <p>～委員長一任～</p> <p>それでは、会議録署名人といたしまして、小野委員さん、黒沼委員さんの2名でよろしくをお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は健康福祉課佐々木補佐をお願いいたします。</p> <p>3の議事に入らせていただきます。</p> <p>の「指定介護予防支援事業の一部業務委託について」を事務局よろしくをお願いいたします。</p>
高橋主幹	～「指定介護予防支援事業の一部業務委託について」を説明～
高橋委員長	34から37までの4事業所の追加ということですが、何かご異議等ある方はありませんか。ご質問等ありませんか。よろしいですね。
委員	～「はい」の声～
高橋委員長	<p>それでは、4事業所の新たな追加を承認したいと思います。</p> <p>次第「美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針について」を事務局よろしくをお願いいたします。</p>
相原技術主幹	～「美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針について」を説明～
高橋委員長	平成28年度の基本方針、運営方針ですが、どうでしょうか。御意見がありましたらお願いします。
清水委員	5番目の「地域課題の解決の場を設置し、各会議を連動させ、課題の解決に一体的に取り組んでいく」となっていますが、この「場」というのは、イメージとしてどのようなものを考えているのでしょうか
相原技術主幹	地域課題の検討を解決できる場としましては、業務推進の指針でお話させていただいたのですが、在宅介護医療連携の会議、生活支援体制整備の会議を実施することになっていきますので、その場をまず地域課題を検討したり、解決する場と考えております。その他に、ケアマネージャーさん達との会議もありますので、そのような場を活用していきたいと考えております。

清水委員	<p>そうしましたら、「場」となっていますけれどもきちんとした名称を入れたらいいのかなと思います。それから、話は変わりますけれども「アンダーラインが変わったところですよ。」という説明がありました。それなら、前はどうかだったの、どこで比較したらいいのかなと思ったのですが。私は、前のものを引っ張り出して比較してみたのですが、できればその下に前のものが入っていれば、どこが変わったのかわかりやすいのかなと感じたところでした。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございました。他はよろしいですか。</p>
清水委員	<p>5番目の在宅介護医療連携ですけれども、この推進会議というのはもう設置されているのでしょうか。</p>
相原技術主幹	<p>平成27年度は、在宅介護医療連携推進会議準備委員会を2回ほど実施しております。平成28年4月1日に要綱を設置しまして、準備委員会に参加いただいていた委員さん方を推進会議の委員さんとしてお願いして会議を継続していく形を考えております。</p>
清水委員	<p>そうしますと、文章の表現の仕方が違ってくるのかなと思います。「会議を設置し」というような表現にすればわかりやすかったのかなと感じました。それから、「町内の医療や介護従事者が共に顔を合わせ、連携を図れる場を検討する。」とありますが、そういう場を設けることをこれから検討するということなのか、それともそういう場がもう出来上がっていてこれから強力で推し進めていくのか、この表現から読み取れなかったのですが。場面を検討するのであれば、連携を図る会というような一同にみんなで集まる会をこれから検討するということなのか、それとも、そのような会が出来上がっていて推し進めていくのかお聞きしたいのですが。</p>
相原技術主幹	<p>まず、連携を図れる場面というのは、具体的な方法についてはまだ決まっておられません。この連携推進会議の中で、どのような形で介護の従事者と医療の従事者が連携を図れるようになるのかを検討しながら、今年度できることと来年度以降実施することを検討していく予定にしております。</p>
高橋委員長	<p>よろしいですか。</p>
清水委員	<p>わかりました。</p>
高橋委員長	<p>他にありますか。</p>
伊藤委員	<p>4ページの(6)の認知症対策なんですけれども、横文字がちょっとわかりませんね。「認知症キャラバンメイト」と「認知症ケアパス」の二つがわからないので説明してください。</p>

相原技術主幹	<p>まず、認知症キャラバンメイトといいますのは、認知症サポーター養成講座という認知症を啓蒙、普及するための講座があります。認知症について勉強して地域で認知症の方を支えられるような方を増やしていくという講座なんですけれども、この講座の講師になる方が認知症キャラバンメイトと呼ばれる方です。県の講習を受けていただいて、このキャラバンメイトという講師になるという仕組みです。</p> <p>認知症ケアパスというのは、認知症の相談の仕組みのことを、国の方でこのような呼び方をしています。例えば、美里町のこういうところに行けば相談ができるとか、こういう病院がありますというような、認知症かなとか、認知症になった時にサービスをどのように使っていったらいいのかという時に指針になるものを認知症ケアパスと言っております。何か、形にした方が町民の方にわかりやすいと思うので、パンフレットなどを28年度に作りたいと思っております。</p>
伊藤委員	<p>わかりました。</p> <p>それから、5番と7番なんですけれども、在宅医療連携推進会議と生活支援体制整備協議会ですが、これは既に2つとも組織はあるのですか。</p>
相原技術主幹	<p>どちらとも準備委員会ということで、平成27年度には2回ずつ会議を行ってきました。28年度からは4月1日付けでどちらも会議を設置しまして、準備委員会に出席いただいた委員さん方をお願いをしまして会議を行っていきたく考えています。</p>
高橋委員長	<p>よろしいですか。</p>
伊藤委員	<p>はい。</p>
高橋委員長	<p>平成28年度は準備期間ですけれども、平成29年度からは新しい制度が実施されますので、28年度は大変だと思いますけれども、委員の皆様方の御協力も必要になってくると思います。</p> <p>他に御意見はございませんか。</p> <p>特に(5)の在宅医療・介護連携は在宅に戻ってもらうという国の方針がありますので、この辺をしっかりとせたく在宅に戻ったのはいいけれどもということになりますので、ここはぜひ腰を入れてじっくり取り組んでいかないと大変だと思います。ですから、御意見等あればぜひお聞かせ願いたいと思います。</p>
戸部委員	<p>先ほど、これらに対するチラシを配るという話だったのですけれども、私が委員として参加して、ちょっと理解に苦しむような言葉が多いと感じています。一般の人達もこれは何だろうということがあろうと思うので、チラシはわかりやすい言葉を使って表現していただければいいんじゃないかなと思</p>

	います。
高橋委員長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>伊藤委員さんからもありましたように、言葉の説明も含めてカッコ書きで具体的な説明を加えるような形にするとわかりやすいかもしれませんね。その辺を踏まえてよろしくお願いします。</p> <p>他にありませんでしょうか。</p> <p>もし、気付いたら最後にでも御指摘をよろしくお願いします。</p> <p>それでは、次に入らせていただきます。</p> <p>「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定について」事務局お願いします。</p>
野田係長	<p>～「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定について」説明～</p>
高橋委員長	<p>以上の説明ですけれども、厳密には県や消防署等の書類が多少不備なところはありますが、時間との勝負ということもありますので、その辺を踏まえて御審議をよろしくお願いします。</p> <p>何か、気付いた点、御意見等あればお願いします。</p>
古内委員	<p>誤記だと思うのですが、4ページと85ページにある施設維持管理費は1,000円ではなく300円の間違いではないですか。34ページの第10条の4に「施設維持管理費については、日額300円を徴収する。」と書いてありますが、4ページと85ページの表は1,000円となっています。87ページには日額300円とあります。</p> <p>訂正が必要です。</p>
野田係長	<p>事業者を確認して、訂正いたします。</p>
高橋委員長	<p>他によろしいですか。</p>
西城委員	<p>申請書の4ページに、「グループホームみさとが利用できる方は要支援2、要介護1から要介護5の認定者であり、かつ認知症の状態であること」と明記してあるのですけれども、35ページの第14条サービス利用にあたっての留意事項の1番に「利用に関する指示に従わず、事業所内の設備や器具を破損した場合、弁償させる場合もありうる。」2番「介護サービス利用の提供を受けている利用者は、他の利用者の迷惑になる行為をしてはいけない。」3番「介護サービスの提供を受けている利用者は、自己の責任で所持金品の管理を行う。」と書いてあるのですけれども果たして認知症の方がそこまでできるのかということで、これを明記してしまうとかなり利用者さんの枠は狭まってしまわないかなと思うんですね。要支援2から要介護5までの方を受け入れるとなっているのですけれども、ここがちょっと気になりま</p>

	<p>した。もう1点なんですけれども、マニュアルをたくさん御用意していただきましたが、マニュアル全般についてなんですけれども、右下の方に「情報公表調査対応マニュアル」と書いてあるので、これは施設用の情報調査公表マニュアルの完全コピーだと思うんですね。本来、このマニュアルを基礎として事業所独自のものを作成していかなければならないと思うんですね。気になったのは、これだけの内容のものを管理者さん及び従業員の方が皆さんに周知してちゃんと実行できるのかというのが疑問に思いました。マニュアル本来の意味をきちんと理解して明記した方がいいんじゃないかなと思いました。</p>
高橋委員長	<p>具体的なマニュアルについてはどうなんですか。</p>
野田係長	<p>まず、4ページと35ページの関係なんですけれどもこちらにつきましては共同生活を行う上で大切な留意事項ということを35ページの第14条で謳っているような形になるのかなと思います。委員さんの御指摘のとおり、要介護5までの認定者となりますので、どんな表記にした方がいいのか再度、事業所と確認させていただいて35ページの運用規程の見直しを図るということを協議したいと思います。</p> <p>続きまして、運営マニュアルにつきましても委員さんから御指摘のとおり情報公表調査対応マニュアルが今回、参考資料として提出されました。こちらにつきましては、町から事業所に対して施設自体のマニュアルが必要ではないかということを確認した経緯があったのですけれども、現時点でまだ定めていないということでした。事業所では、この標準化されたマニュアルから必要な部分を抜粋し、これに独自のものを加えるような形で今後作成していきたいというお話でした。現時点ではこのような形で従業員の方々に研修等を行っているとのこと。こちらについては、新たなマニュアル等ができましたら委員の皆様方に再度通知させていただくこととし、今回に際しましてはこのような形で指定の承認をお願いしたいと考えております。</p>
高橋委員長	<p>結局、マニュアルはないということですか。</p>
野田係長	<p>はい。間に合いませんでした。</p>
西城委員	<p>指定しなければいけない日時がせまっているわけですよね。事業所さん独自のマニュアルができた時に、また私達が見て審議が必要だと思うんですね。それが間に合わないというのはちょっとどうなのかなと思うのですが。</p>
野田係長	<p>こちらにつきましては、従業員の方には、この対応マニュアルを教科書として研修等を行いながら、今後、施設独自のマニュアルを作成するということですので、御了承いただきたいと思います。</p>

古内委員	関連しまして、115ページの関係機関の役割というところで、保健所は「京都府生活衛生室及び保健環境研究所等」と書いてあるのですが、宮城県の場合はどこなのでしょうかね。
野田係長	こちらについては、調べて後日お答えいたします。
高橋委員長	大丈夫ですか。基本的に、このマニュアルに則ってきちんとやっていただく確証があれば問題はないのですが、独自のマニュアルが出来た時に、内容が違って責任の取りようがない状況にならないかという心配がありますが、どうでしょうか。
野田係長	事業所に対して、従業員の方にきちんと研修していただき、早速、施設独自のマニュアルをきちんと整備するよう指導してまいりたいと思いますので、御了承いただくようお願いいたします。
西城委員	それでは、施設独自のマニュアルをいつまで作っていただけるのですか。
野田係長	施設側と協議させていただいて、なるべく早い段階でお示しできればと思っております。
西城委員	出来た時点で見せていただいて改善する点があれば、委員の皆さんでもう一度協議する必要があると思うのですが、どうなのでしょう。
野田係長	こちらにつきましては、指導監督権限が町にありますので、町の指導の中で改善していきたいと思っております。
高橋委員長	心配ですが、設置の具体的な要件にはなっていないのですか。
野田係長	設置要件については、こちらで示した設備基準概要のとおりであれば指定できるものとなっておりますので、マニュアルについては、あくまでも参考資料となっております。ただし、施設運営がどのようになっているかということを知るためには大事ですので、これから町で指導していく中で、マニュアルの早期作成並びにチェックをかけていきたいと思っております。なお、出来た段階で委員の皆様にご提示したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
古内委員	4月15日が開設予定となっておりますので、遅くともそれまでには出来ないといけないということではないのですか。
野田係長	こちらの対応マニュアルのとおりやっていただくということで受け止めて、監査等を実施し、改善について指導を徹底してまいりたいと考えています。現時点では、待っている利用者さんもいるかと思われますので承認をお願いしたいと思います。
清水委員	県に提出する書類にマニュアルは添付しなければならないのですか。もし、提出しなくてもよいのであれば、承認を受けるまでに作りあげればよいのでしょうか、義務づけられているのであればすぐ作らなければならないで

	すよね。
野田係長	県への届出については、申請書の8ページまでを提出することになっております。他の指定書類については、町で指定をするために確認する書類として提出いただいております。
清水委員	8ページまでの書類で県は承認するのですか。
野田係長	指定権限についてはあくまでも町にあり、県に対しては届出をするということになります。
清水委員	それでは、じっくりと時間をかけてもいい訳ですかね。開設までが基本でしょうが。
高橋委員長	時間をかけてもいいと言ってもこれは大事なことです。町が認可するので、早急に作りあげてください。
西城委員	マニュアルというのは完璧なものではないと思うんですね。時代とか環境とかそういうものに合わせて見直しをかけて事業者さんごとに決めていく必要があると思うので、このまま教科書どおりのマニュアルのコピーでは見直しも出来ないし、この先ちょっと不安かなと思います。
高橋委員長	そうですね。 その他御意見があればお願いします。
古内委員	35ページの1行目が34ページの下から文章が続かないので、行が抜けているのではないのでしょうか。
高橋委員長	御指摘が正しいと思います。文章が続きません。 事務局きちんと精査してください。
野田係長	確認して訂正します。
古内委員	65ページの資金計画書の一番下のところに資金計画のうち借入金合計が1億4千万円となっておりますが、これは1億2千万円の誤りではないでしょうか。 それから87ページの9番の「当ホームが提供するサービス及び利用料金等」のところで「保険給付サービス」の最後の行「但し、入居後30日に限り、下記金額に1日当たり30円割増」とありますが、これはどういうことなのでしょう
野田係長	確認して、後でお答えいたします。
高橋委員長	他に気付いた点ありますか。

清水委員

32ページに運営規程というのがあります。ここに「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防」とあります。これからこの二つの事業を行おうということですね。「認知症対応型共同生活介護」というのは世話をすることなんです。そして「介護予防」というのはあくまでも支援なんです。でも、この中には、その区別が全然入っていないんですよ。本来、一緒に作るべきか、別々に作った方がいいのかわかりませんけれど。中味はほとんど似ていますけれども、介護予防の部分はどうかということを入れていかないとこの運営規定は生きてこないですね。応募の時にリツワさんの文章の中に、事業を興すにあたっての思いがこもっていて素晴らしいと感じたのですが、今回は形だけの文章になっているように感じます。特に、第1条の目的の中で「介護状態にある高齢者」とありますが、「認知症の方」という言葉が一つも入っていないのです。これは「認知症対応型」の事業ですよ。それなのに、1条にも入ってないし、2条にも「認知症」という文言が一つも入っていないのは、もしかして他の事業で作ったものをそのまま活かしているのかなと思ったりもしました。やはり、「認知症の状態にある高齢者」というような文言にしないといけないんじゃないですか。確かに「認知症対応型共同生活介護」という言葉で認知症に対応する施設なのだなということはわかりますけど、初めてこういうものを見た人にはなんだか難しくわからないんじゃないかと私は感じました。

それから、第3条の文章を見ますと「何々します。」という「ます」体ですが、他のところは「である」体になっています。この辺も規程にはお粗末なのかなと思いました。これは統一すべきです。

また、条文の中に入れてほしいものが入っていないと思いました。36ページの第18条に「虐待及び身体拘束等の防止」となっていますが、今は「防止」とは言わないで「廃止」という言葉を使います。ですから、リツワさんが応募した時の意気込みがここに全然表われていないと感じます。認可を受けるための文章を作っているようで、これからの運営は大丈夫なのかちょっと不安を感じます。それから86ページに「重要事項説明書」があります。運営規程というのは、これから事業所がサービスを提供するにあたってこういう方針のもとに取り組んでいくといういわゆる柱です。これに基づいて重要事項説明書を利用者さんにお渡しするわけです。あくまでもこういう方針の基にお客さんには安心して利用いただけますよというものを作っていくと、あやふやな説明書になってしまうんじゃないかなと私は感じました。85ページにも「ご案内」というのがありますけれども、何で「ご案内」があって「重要事項説明書」という同じようなものをつけるのかなと感じたんです。そうであれば「ご案内」を「重要事項説明書」の中に入れてお客

	<p>さんにお示しした方がお客さんにとってはわかりやすいのかなと思います。要はあくまでもお客さんが「重要事項説明書」を見て判断するわけですから、きちんと整理する、そのためにも基となる運営規程がしっかりしていないとだめだと思います。以上です。</p>
高橋委員長	<p>御指摘、難問が山積みですので、事務局にもリツワさんにも頑張っていたかなければなりません。開始してしまってからではなかなか大変なので、始まる前に頑張っていたきたいと思います。</p> <p>本当に的確な御指摘ありがとうございます。</p> <p>他に気付いた点あればお願いいたします。</p>
西城委員	<p>88ページの11番「ホームを退去していただく場合」の「入居者がホーム内禁止行為の規定に該当し指示に従わないとき」とあるんですけども認知症の方に対して「指示をする」という表現は的確ではないと思うんですね。多かれ少なかれ行動障害、中核症状、周辺症状がある方々に対して「指示に従わないとき」という表現は優しくないと思うので、その辺をもう少し、認知症の方を受け入れる事業所であれば、認知症の方に沿った文言を出していただきたいと思いました。その下も同じなんですね。「共同生活に関する指示に従わないとき」とあります。「指示」って何だろう、私達は指示をする立場ではないと思います。生活共同者としての立場だと思いますので、支援の仕方があると思うんですけど、すごく厳しい表現で嫌だなと思って読んでいたのですが。その辺の改善をお願いいたします。</p>
清水委員	<p>それは私も感じました。これは、規程のような条文とは違うんですね。あくまでも説明書ですから、「ます」体でお客さんの立場に立って我々が説明するような文章にしていけないといけませんね。</p>
西城委員	<p>何だか選ばれた方しか入れないんじゃないのかなという感じがします。の「その他管理者が適当でない」と認めるとき」とあるんですけども、それでは管理者の方の主観的な視点で利用者さんを選んでいるのかな、管理者さんの視点に合わない時は入れないのかな、認知症の方ってどうなのかな、といことを考えさせられました。その辺の改善もよろしくお願いいたします。</p>
野田係長	<p>わかりました。</p>
高橋委員長	<p>全般を見直すのは大変でしょうけど、早急な対応をお願いします。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>事務局もチェックしきれない部分があると思いますので、委員の皆さんに御指摘いただければ、その分少しは楽になると思うのでよろしく申し上げます。グループホームというのは、職員と利用者が一体というのが基本ですから、その基本が抜けているのでこのような文章になってしまうんだと思いま</p>

	すね。例えば、「食べさせる」のではなく「一緒に食事する」というようなことや、食事の材料を一緒に買いに行くというようなことですよね。
西城委員	はい。一緒に生活するといってもお客様なので、この文章はお客様に対しての表現ではないと思います。主従関係が強いなと感じました。
高橋委員長	ありがとうございました。 他は大丈夫でしょうか。 判定する書類については揃っているということですが、委員の皆さん指定についてどうでしょうか。
伊藤委員	人員基準なり設備基準を満たしておりますので、認可していいと思います。
高橋委員長	皆さん承認ということでよろしいですか。
委員	～「はい」の声～
高橋委員長	宿題の多い承認ですけれども、そこはきちんと把握して対応するようよろしくをお願いします。 それでは、 の指定については承認といたします。 次に、 その他について事務局説明をお願いします。
野田係長	～「小規模通所介護の移行について」等制度概要について説明～
高橋委員長	これに関してはよろしいですか。
委員	～「はい」の声～
高橋委員長	それでは、この後、お時間の許す方はぜひ現場を見ていただいて今後の参考にさせていただければということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 最後に課長からお願いします。
青木課長	事務局といたしまして、反省すべき点が多々ございまして、大変申し訳ございませんでした。早急に対応してまいりたいと思ひておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

委員 _____

委員 _____